

岩手県告示第176号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定に基づき指定した河川予定地について、次のとおり河川予定地を廃止する。

平成28年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 二級河川気仙川水系大股川
- 2 廃止する河川予定地 気仙郡住田町世田米字子飼沢8番2

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター住田整備事務所に備えておいて縦覧に供する。